

労働保険事務組合からのお知らせ



診療所を開設して従業員(パート・アルバイトを含む)を一人でも雇った場合は労働保険への加入義務があります。

労働保険とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称で、政府が管掌する強制保険制度です。労災保険は、パート・アルバイトを含む全ての労働者（従業員）が対象となります。労働保険に加入していない場合、労災が発生した時、労働者がダメージを受けるだけでなく、事業主も多額の補償負担を負う場合があります。



労働保険事務組合とは

労働保険には、保険料の申告・納付手続き、雇用保険の被保険者に関する手続き等、いろいろな事務手続きがあります。労働保険事務組合とは、事業主が行うべきそれらの事務手続きを、事業主の委託を受けて処理することができる厚生労働大臣の認可を受けた団体です。



委託するメリット

- ①事業主の事務処理負担が軽減できます。
- ②労働保険料の額にかかわらず納付を3回に分割できます。
- ③事業主や家族従事者も労災保険に特別加入することができます。



労働保険事務組合と社会保険労務士の違い

労働保険事務組合が行える事務処理には法令により制限があります。印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付（求職者給付、育児休業給付、介護休業給付、高齢者雇用継続給付など）に関する申請・請求事務は、労働保険事務組合では出来ません。社会保険労務士は、雇用保険の給付申請の受付や助成金の申請についても全て委託することができます。

	労働保険事務組合	社会保険労務士
保険関係成立届	○	○
雇用保険事業所設置・廃止届	○	○
労働保険料年度更新・納付	○	○
労災保険特別加入・脱退	○	×
雇用保険加入・喪失	○	○
育児休業給付申請	×	○
健康保険/年金加入・喪失	×	○
労災保険給付申請	×	○
就業規則・労使協定の作成	×	○
助成金の申請	×	○
給与計算	×	○
人事や労務に関する相談	×	○



本会労働保険事務組合委託手数料について

	本会事務組合	社会保険労務士 A	社会保険労務士 B
基本料	年間手数料 5,000 円 被保険者 1 名に つき 1,200 円	顧問契約月額 30,000 円 (年間 360,000 円)	顧問契約無し 年度更新費用 40,000 円
加入手続	無料	顧問契約に含む	1 件当 5,000 円
喪失手続 (離職票無)	無料		1 件当 5,000 円
(離職票有)			1 件当 10,000 円
新規契約時	1,000 円		

ex.) 従業員 (雇用保険被保険者) 2 名の場合

基本手数料 5,000 円+被保険者割 (1,200 円×2 名) 2,400 円+新規委託 1,000 円
=8,400 円

<事務組合に委託する場合>

1. 委託時必要書類

- ①労働保険事務等委託書
- ②保健所受付印のある「診療所開設届」の写し
- ③従業員のタイムカードの写し (出勤初日が印字してあるもの)
- ④労働条件通知書
- ⑤従業員のマイナンバー
- ⑥労働保険被保険者資格取得届

2. 労働保険料納付方法

7 月・9 月・12 月の宮歯会費と一緒に口座振替となり、事務組合からまとめて国へ納付となります。

3. 従業員賃金の報告

労働保険料算定のために、事務組合の定める期日までに所定の様式にて従業員賃金額を報告してください。

お問い合わせ先：宮歯事務局総務課 TEL022-222-5960

2020.10